

第3回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月25日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 議場
- 3 出席委員 18名

会長	1番	甲斐梅男	会長代理	2番	藤田忠義
農業委員	3番	藤木洋子	農業委員	4番	松本さとみ
農業委員	5番	黒木優子	農業委員	6番	渡邊 恵
農業委員	7番	飯干浩一	農業委員	8番	米倉浩幸
農業委員	9番	坂本建吾	農業委員	10番	太田保義
推進委員	1番	飯干豊昭	推進委員	2番	田中春男
推進委員	3番	小笠秀哉	推進委員	4番	興梶千恵美
推進委員	5番	畦池港	推進委員	6番	小貫峰重
推進委員	7番	渡邊巳鶴	推進委員	8番	木村俊一
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事内容
 - 議案第8号 農地法第3条の許可について
 - 議案第9号 農地法第5条の許可について
 - 議案第10号 農用地利用集積計画の承認について

事務局長	ただ今から第3回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に4番と9番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第8号農地法第3条の許可についての1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第8号農地法第3条の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	渡人は95歳であり、息子が熊本に住んでおりますが今のところ帰ってくる計画はないようで、今後のことを考慮し資産の整理をされるようで、農地を今回の受人に売るといったことのようなのです。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第8号の2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第8号の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干(豊)委員	申請地については元々は今回の渡人の姉が所有していた土地でしたが、姉が亡くなり今回の渡人に相続しております。申請地については今回の受人の自宅の隣であり使い勝手がよく、農地としても問題ない場所となっております。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第9号農地法第5条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第9号農地法第5条の許可について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
松本委員	渡人と受人については先ほどの議案第8号の1番と同一人物となります。杉

	を植林される計画のようです。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。
太田委員	隣に農地がありますが影響はないのでしょうか。
事務局	添付資料の写真をご覧ください。隣接する農地及び道を挟んで反対側の農地については先ほどの議案第8号の1番にてご審議いただいた農地であり、今回の受人が引き受ける場所となっております。道を挟んで反対側の斜め前に位置する農地については別人の所有地となっておりますが、申請段階で所有者の承諾は得てもらうように指導し、所有者の承諾を得た旨の報告はいただいているところです。また、方角的にも植林後数十年後に西日が多少影響があるかもしれませんが、植林後数年は何も影響はないと判断させていただいたものです。
太田委員	所有者の承諾というのは事務局も所有者へ確認しているのでしょうか。
事務局	そこについては申請人から聞いたもののため、事務局が直接所有者には確認しておりません。
太田委員	今後のトラブルを避けるためにも事務局からも確認をとったほうがいいのではないのでしょうか。
事務局	そのようにいたします。
太田委員	今回は、事務局から所有者への確認をとることを条件に賛成させていただきたいと思います。次回の総会の際にご報告いただければと思います。
事務局	承知いたしました。
議長	他に意見はないのでしょうか。なければ議決を取りたいと思いますが、今回は事務局の所有者への確認を条件として賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第10号農用地利用集積計画の承認についての1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第10号の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
米倉委員	今回の案件は借人が宮崎県農業振興公社となっております、農地中間管理事業の案件となっております。貸人について、現在は熊本市に住んでおりますが、元々鞍岡地区に住んでおりました。公社からの貸し出し先については、貸人の甥になりまして、鞍岡地区で新規就農するにあたり貸人の土地を使うということになります。 特に問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第10号の2番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第10号の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	貸人は数年前に足を悪くしておりまして、所有農地全ての耕作が難しくなっておりまして、借人が地区内に引っ越してきたため、耕作を依頼されたようです。牛の飼料作を行う予定となっております。 問題ないかと思しますのでよろしくをお願いします。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして議案第10号の3番について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第10号の3番について説明)

議長	では、担当委員の説明をお願いします。
木村委員	この案件に関しましては、昨年の8月の総会にかかっている案件ですが、今回の渡人の父が所有しておりましたが、受人の住所が変更になったことや当時の渡人が死去したことにより再度案件としてあがったものです。 特に問題ないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。
事務局	事務局から補足させていただきます。 木村委員からありましたとおり、昨年8月に今回の渡人の父の名前で案件として総会にかかっておりました。その後、事務局で所有権移転の手続きをする際に登記簿上の住所と現住所が一致していなかったため事務局での所有権移転登記ができず滞っており、登記上の住所変更を依頼しておりましたが、住所変更登記の手続きが終わるまえに亡くなったため、今回の渡人に相続し、今回再度案件としてあげさせていただきました。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第3回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人_____

議事録署名人_____